

令和 8 年第 7 回教育委員会定例会議事録

日時：令和 8 年 4 月 6 日（月）午後 1 時 00 分

場所：香南市役所 6 階 601・602 会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、亀川孝志委員、森本美穂委員

事務局：坂本教育次長、萩野学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、
梶原教育研究所長

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 報告第 1 号 香南市教育委員会の所管に属する機関の会計年度任用職員の任用について |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 香南市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示について |
| 日程第 4 | 議案第 36 号 学校医等の委嘱について |
| 日程第 5 | 議案第 37 号 香南市情報セキュリティ基本方針の策定について
(追加議案) |
| 日程第 6 | その他 2 月議会の報告について
行財政改革の取組について |
| 日程第 7 | 教育長報告 |

開会 午後 1 時 00 分

○教育長

では、令和 8 年第 7 回香南市教育委員会の定例会を始めたいと思います。まず、議事録署名委員ですが、記念すべき最後に森本さんをお願いします。

○森本委員

はい。

○教育長

それでは議題に移ります。

本日の議題は報告が 2 件、それから追加議案を含め議案が 2 件、その他の件が 2 件となっています。よろしくお願いします。なお、詳細な説明は各議案等の審議の際には、各担当課より説明を行います。

では、日程第 2、報告第 1 号「香南市教育委員会の所管に属する機関の会計年度任用職員の任用について」を報告します。次長より説明をお願いします。

○教育次長

はい。議案書の 1 ページをお願いします。報告第 1 号「香南市教育委員会の所管に属する機関の会計年度任用職員の任用について」、香南市教育委員会の所管に属する機関の会計年度任用職員の任用について、香南市教育委員会教育長専決規定第 2 条第 1 項第 1 号の規定

により、専決処分したので報告する。

提案理由。香南市教育委員会の所管に属する機関の会計年度任用職員について、別紙のとおり任用することとしたので報告するものです。

別紙で会計年度任用職員の名簿をお配りしております。こども課、学校教育課、生涯学習課、教育委員会の3課の会計年度任用職員になります。合計で、416名となっております。説明は以上になります。

○教育長

はい。説明が終わりましたが、本件について、ご意見ご質問はありませんか。
よろしいですか。

(全員異議なし)

○教育長

では次、日程第3、報告第2号「香南市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示について」を報告します。こども課長よりお願いします。

○こども課長

報告第2号「香南市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示について」、香南市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正したので、報告する。

改正理由。香南市地域子育て支援拠点事業実施要綱第7条に基づき、香南市総合子育て支援センターの利用を希望する場合に提出する「香南市地域子育て支援拠点事業利用申込書兼登録届(別記様式)」へアンケート及び個人情報の取り扱いを明記することに伴い改正を行うものです。

補足説明をしますので、5ページをお願いいたします。字が小さくて見えづらいかと思いますが、様式になります。総合子育て支援センター「にこなん」等、出張広場を利用する際に、地域子育て支援拠点事業利用申込書兼登録書を提出していただいております。その際に口頭でお聞きをしていたことを、様式の下の方にあります備考の部分にアンケートとして記載をし、併せて個人情報の取り扱いについても記載をするものです。アンケートの項目は、子育て支援センターを何で知ったのかや、利用のきっかけ、活動の様子を撮影した写真をお便り等に掲載することについての3つです。また、個人情報保護に関することについても記載をしています。その他、表の一番上の、利用する地域子育て支援拠点の施設名を、より分かりやすい表記にしております。説明は以上です。

○教育長

はい。ちなみに、写真の掲載に関するチェック項目のところにある「SNS以外は同意する」というのは、要はネット上には出しませんよという意味だと思いますが、そういう意味で合っていますか。

○こども課長

そうです。

○教育長

それって SNS という言葉で網羅しているんですね。

○こども課長

そうだと思います。

○教育長

僕は SNS という言葉の意味とネットというものとは、ちょっとかぶりはあるけれども、ずれもあるような気がして。

○こども課長

今、「にこなん」はLINE でお使いが出ているので、そのことも含めてという意味だと思います。市のホームページやLINE に出るといことなので、それをひっくるめてのSNS という表記をしていると思います。

○教育長

これ学校も新入生にアンケート取りますよね。学校もSNS でやっていますか。

○学校教育課長

ホームページとか、もっと詳しく書いているかもしれません。

○教育長

ホームページだったらはっきりするけれど。

○森本委員

ちょっと確認で、このSNS にLINE は含まれるという理解ですかね。

○こども課長

そうです。

○森本委員

それでLINE でのお知らせ、「にこなん」から行くのには載せませんってということですか。

○教育長

SNS の方がホームページよりも、まだもっと広く抑えているのかな。

○こども課長

そうですね。

○教育長

そうなのか。まあそこが入っているのなら。

他、ご意見ご質問等ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

はい。なければ次、日程第4、議案第36号「学校医等の嘱託について」を議題とします。次長より説明を行います。

○教育次長

はい。議案書の6ページをお願いします。議案第36号「学校医等の嘱託について」、香南市立保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の学校医等の嘱託について、香南市教育委員会教育長専決規程第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由。香南市立保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の学校医等について、別紙のとおり委嘱したので報告し、承認を求めるものです。任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間になります。

7ページをお願いします。令和8年度の園医、校医の一覧になります。7年度から変わったところで言いますと、香我美小学校、香我美中学校の内科医の黒くなっている部分になりますが、7年度は夜須診療所の先生が受けもってくださっていましたが、夜須診療所の方も今年度中6月ぐらいには閉院するということで、赤岡医院の金子先生が受けていただけということになりましたので、ここの部分が変更になっております。

8ページです。野市東小学校の内科医は、7年度は野市中央病院でしたが、野市中央病院が8年度は受けることができないということで、市内の病院を色々あたっていましたが、最終的には野市中央病院の院長先生から桑名先生を紹介していただきまして、7年度は日赤の小児科の先生をやらせておりまして、8年度からはAURA CLINIC に代わるということですので、受けていただけということになりましたので、8年度からはAURA CLINIC

の桑名先生になっております。

夜須小学校、夜須中学校につきましても、内科医の先生が夜須診療所から赤岡医院の金子先生に変更になっております。説明は以上になります。

○教育長

はい。説明が終わりました。本件についてのご意見ご質問はありませんか。

○百田委員

この保幼こども園で、先生の名前があって、病院名がないのはどういうことですか。

○こども課長

武田先生は、もともと野市中央病院の小児科の先生でしたけれど、令和7年度からはどこにも属さないお医者さんということで、野市中央病院には勤務されていませんが、引き続き園医をしてくださるということで、受けていただいている先生になります。

○百田委員

はい。わかりました。ありがとうございます。

○教育長

少し補足ですけど、自分が夜須の校長の時にも、もう今年消えるんじゃないかと。すごい難しい状況になってしまって、なんとかお願いしてお願いして、やっと収めることができましたけど、教育長になった時にも、実は県内の教育長の会でも、この話を持ち出したんです。そうしたら、やっぱりどこも困っていて、もう本当にここに全部名前があるということは、そんなになければいけないことなのだけれど、なかなか大変な状態で、もう本当にギリギリでこの何年間かやってきているというのが実態です。

はい。他、ご意見ご質問等ありませんか。よろしいですか。

なければ、決裁を行います。議案第36号「学校医等の嘱託について」は、承認することでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

はい。ご異議ないようですので、議案第36号は承認することに決定しました。

日程第5、議案第37号「香南市情報セキュリティ基本方針の策定について」を議題とします。次長より説明をお願いします。

○教育次長

本日お配りしました追加議案の方をお願いいたします。追加議案を開いていただいて1ページになります。議案第37号「香南市情報セキュリティ基本方針の策定について」、香南市情報セキュリティ基本方針の策定について、香南市教育委員会教育長専決規程第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

提案理由。地方自治法の改正により、サイバーセキュリティを確保するための方針を策定し、公表しなければならないことが規定されたことにより、香南市情報セキュリティ基本方針を別紙のとおり策定したので報告し、承認を求めるものです。

2ページをお願いします。2ページから4ページまで、香南市情報セキュリティ基本方針を載せております。目的としましては、第1条、香南市セキュリティ基本方針は、市の情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び方策を定め、市の所有する個人情報の保護並びに行政情報の機密性、安全性及び可用性を維持向上することを目的とするものです。

適用範囲の第2条(2)のところで、組織として、市の全ての組織と規定をしております。

この地方自治法の改正では、執行機関ごとに基本方針を定めなければならないということが規定されております。ですので、教育委員会や議会事務局、消防、それぞれ執行機関ごとに定めなければならないものですが、総務省の通知として、市として共同で策定する

ことは構わないという通知が出ておりますので、今回は、共同で策定するということにしております。

この基本方針については、情報政策課の方で、音頭を取っていただいて、一つにまとめて作ったということになります。

第3条が用語の定義です。続いて3ページに対象とする脅威を書いております。それから、第5条では職員等の遵守義務、第6条で情報セキュリティ対策。4ページの第7条は情報セキュリティ監査および自己点検の実施、第8条は情報セキュリティポリシーの見直し、第9条は情報セキュリティ対策基準の策定、第10条は情報セキュリティ実施手順の策定を規定しております。

説明は以上になります。

○教育長

はい。説明終わりました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に意見等がなければ、採決を行います。議案第37号「香南市情報セキュリティ基本方針の策定について」は、承認するというところで、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第37号は承認することに決定をしました。

次に、日程第6「その他」の件で、2月議会の報告について、こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

資料は第121回(令和8年3月)香南市議会定例会一般質問と書いてある資料をお願いいたします。こども課に関するものは3ページと4ページになります。

まずこども課は、馴田議員から、野市保育所の民間移管についてと、樽本議員からの放課後児童クラブの運営についての質問がありました。どちらも行政改革推進委員会へ提案として出された案件についてです。

馴田議員からは、行政改革推進委員会で配布をしました資料の財政負担削減額に関する質問でしたが、こども課がお答えをしましたのは、公立保育所の入所児童数と、野市保育所の入所児童数、公立保育所の保育料収入額と野市保育所の保育料収入額、公立保育所運営に関しては、国・県からの財政支援制度とその金額についての部分になります。

答弁としましては、令和8年3月1日時点での公立保育所の入所児童数は559人で、そのうち野市保育所への入所人数は203人。保育料収入は令和6年度の公立保育所が4,532万6,590円で、このうち野市保育所の保育料収入は422万7,700円。国・県からの財政支援については、体調不良児対応の看護師6名分の人件費の一部として、国から765万7,000円、県から671万3,000円が交付されていることと、このうち野市保育所には国と県を合わせて299万6,000円が交付されていることをお答えしております。

また4ページの方が樽本議員になりますが、樽本議員の放課後児童クラブに関する質問の中で、こども課がお答えをしましたのは、それぞれのクラブの成立過程と、現在の運営主体についてです。

赤岡小学校の若杉児童クラブは、平成10年4月1日に赤岡町町民会館の児童館で開所しております。途中で開所基準の人数に達しなかったことから、6年間休会の時期があったり、開催場所が集会所になったりしながら現在の運営になっていることをお答えしています。

香我美小学校のコスモス学童クラブは、保護者の要望により平成10年4月20日にクラブが発足し、小学校の体育館で行っていたものを、学校の敷地内に専用の施設を建設し、運営は設立当初から現在まで変わらず保護者会が行っております。

野市小学校の児童クラブは、小学校の体育館を使用して、自主運営の形で事業を開始した後、平成10年4月7日から旧野市中学校の武道館を改修し、公営による運営が始まり、現

在は4クラブを開所しております。

佐古小学校の児童クラブも、平成10年4月7日から佐古防災コミュニティセンターの日本間を借りて開所し、平成23年に専用施設を建設してからは2施設を開所しております。

野市東小学校の児童クラブは、平成11年4月7日に学校の敷地内に専用施設を建設し、現在は2クラブを開設しております。

夜須はーと児童クラブは、保護者の要望から旧夜須保育所の裏にありました個人住宅を購入し、平成15年5月に保護者等により運営がスタートしております。その後、小学校の敷地内に専用施設を建設したことにより、実施場所は変更になりましたが、運営は現在も保護者会であることをお答えしております。一般質問に関することは、こども課は以上です。

○教育長

次に、学校教育課よりお願いします。

○学校教育課長

川久保議員からの質問です。1.行政改革について、大規模災害時の給食センターの役割ということで、(3)民間委託により災害時に懸念されるリスクはないかというご質問でした。リスクとしては、委託業者との間で明確な取り決めがなされていないことから起こる混乱や、連絡体制の不備による混乱などが想定をされます。そういったリスクの低減のために、委託業者との間で災害時の連絡体制や、役割分担等を明確にすることが重要であるということをお答えしております。今後、具体的な取り決めができるようにしていきたいというふうに回答をさせていただいております。

次に、(4)災害時に人員確保はできるのかという問いに対してですけれども、炊き出しを行おうとする場合には、調理設備の使い方が分かる調理員の一定数の参集が必要となります。本市においては、今後、調理業務を委託する場合には、災害時の調理員の協力体制について仕様書等にしっかりと記載をしていくようにするというのを回答しております。

そして、(5)災害時に使えない拠点とならないかというご質問に関しては、給食調理業務が民間委託となった場合においても、大規模災害時の給食センターの位置付けが変更になることはないというふうに回答させていただいております。

次、宮崎議員からのご質問になります。2.福祉政策について、(5)学校現場の対応についてということで、高次脳機能障害の特徴ということのお話です。各学校の担任の先生などへの周知についてというご質問をいただいております。回答としましては、現在香南市の小中学校においては、高次脳機能障害と診断されている児童は在籍をしていないということをお答えしております。しかし、令和7年12月16日に成立した高次脳機能障害者支援法を受けて、改めて各学校に周知を行っていくということで回答をさせていただいております。

次は、馴田議員からの質問です。本市で不登校とされる児童生徒数はというご質問についてです。この時には令和7年12月時点のことをお答えさせていただいております。20日以上欠席のうち不登校と思われるものは、小学校は16人、中学校は25人というふうにお答えをしております。そして、不登校ですけれども、直近3年間、香南市の小中学校の人数ですけれども、年々減少傾向にはあるということもお伝えさせていただいております。それから、(2)教育委員会においては現在、どのような取り組みが行われているかということです。不登校に関しては、香南市としては校内サポートルームの設置、香南市教育支援センター「森田村塾」との連携などで、子どもたちが安心できる居場所作りを進めているということ。それから、不登校の未然防止については、保育所、幼稚園、認定こども園、そして小中学校が一体となった魅力ある園・学校づくりに取り組んでいるということ。それから、不登校の兆しが見える児童生徒の早期発見・早期対応について、家庭・関係機関との連携を大切にしているということをお答えしております。各学校では早期に支援会を行ったり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる専門的な相談体制の整備を行ったりしております。説明は以上です。

○教育長

はい。それでは生涯学習課お願いします。

○生涯学習課長

はい。一般質問はありませんが、条例改正を2件あげておりまして、そのことで、教育民生の常任委員会での回答をお伝えさせていただきます。香南市のマリンスポーツ振興協議会設置条例の廃止を議会に提案させていただきます、その回答です。マリンスポーツ振興計画を香南市スポーツ振興推進計画の中に盛り込むということで、前回の教育委員会でもお話しさせていただきました。この計画がなくなったとしても、直ちに事業がなくなるという話ではありませんという話もさせていただきました。とともに、スポーツ推進協議会の中にマリンスポーツに精通している委員は現在2名入っております。それ以外の方で、多くの方に入っていただきたいという話がありましたので、今のスポーツ推進振興計画の中には14名委員がおりまして、20人中14名のため、あと6名空いているので、もう少し協議して、どんどん入れていきたいという話になれば、その中にも組み入れていきますという回答をさせていただきました。

それともう一点、公民館の設置および管理に関する条例で、舞川公民館を廃止するということの提案をさせていただきました。その時に建物自体を壊すという話はしていないので、それならまだ置いておいたらどうかという話と、防災無線がついておりますので、それをのけるまでは使ったらどうかという話がありましたが、私の方から回答させていただいた内容が、委員会でもお話ししましたが、社会教育をする場としての公民館ですから、地域の方々がいらっしゃらなかったら、その活動の場というものでは提供する場所ではなくなりますので、公民館の設置条例からは外させてもらいたい。ただし、施設自体があるので、まだ生涯学習課の管轄にあります。地域の方が今4名おられますが、実際お住まいになられているのは2名で、2名の方がまた活用したいという話があれば、今は普通財産になっておりますけれども、お貸しすることはいたしますという回答をさせていただきました。

それと、赤岡吉川の公民館の位置付けと、ここの公民館との距離感です。舞川公民館と次の奈良公民館までが10kmぐらいありますが、委員さんは離れているということを知っていたので、委員から話があった時に、すぐに壊すというのはなかなか難しいのかなという形の話がありました。実際、人はおりませんが、林業の方とか、農業の方もたくさんおられて、お住まいはここにはないけれど、高知市内から定期的にこちらへ来て管理をされている方がいらっしゃるという話があったので、じゃあ、壊すという話は少し先送りということはどうでしょうかということで、話をまとめさせていただきました。

以上2件が、条例の改正に対する常任会での回答になっております。

それと、今回の一般質問で生涯学習課としてお答えはしておりませんが、情報政策課が香南市の全体の事業をまとめた回答をしているものがございます。これが統合型公共施設の予約システムの構築事業ということで、川久保議員から質問がございました。質問の中で、公共施設をどう利用していくか、利用の仕方について香南市統一の様式を構えて、どこの施設を借りるにあたって、データ上で貸し借りができるという説明は情報政策課がしたんですが、やはりタイムラグが起きるという話がありました。

お金を払ってもらおうとか、決定通知をもらおうとかという話をどうやっても期間上でいくと1週間ぐらいになる。例えば今日借りたい、明日借りたいと言った時にすぐ対応できますかという話で、それはなかなかできなくなるでしょう。今までは、地域の公民館とかは館長が許可したら貸してくれるということが起きていたものが、どうなるかという話なので。そもそもの論点でお話しさせてもらったんですけど、本当は本来できるものではないけれど、現実的に認めているものだと思いますという話で、実際ならば処理期限というものがあります。借りました、決定通知を出しますっていう処理期限が2日間とか日程が決められています。また、その団体が利用するにあたって、減免する団体かどうかの確認は通常1週間ぐらいかかると。決裁権者が教育長になっているので、教育長に決裁をもらうまで日にちがあるでしょう。ですから、本当は運用の中で、地域の方々が使うならばということで、それを遡及しながらやっているものがあったと思います。

ですから、本来どおりにするならば、一定の期間が必要だということで、今日借りたいと

言って今日貸すというのは現実不可能になるでしょう。こういうシステムであればなりますという報告を情報政策課長がしておりました。処理期限が生涯学習課の施設の中では3日とか、1週間とか定めているものもありますし、人権課のもので言ったら5日間とか、まちまちです。ですので、そこが香南市全体の公共施設の予約システムを構築するならば、ある一定の基準を定めて、どこでも同じような対応をしていきますという回答を情報政策課がしております。以上でございます。

○教育長

はい。3課まとめになりますけども、今の説明に何かご意見やご質問はありませんか。

○百田委員

舞川公民館の件は、前回、前々回に話をして、あれは耐震はかかっていないですね。

○生涯学習課長

耐震は全然できていないです。

○百田委員

もし、舞川の方々なり、いろんな団体が来て使うとしても、耐震がない中では、なかなかお貸しするというわけにはいかないのかなと。もうなくなりましたので、あれですけど。あと、情報政策課の議会の答弁で、生涯学習課の課長が、全然答弁に立たないのがどうかなと思いつつ、システムチックにやっていくのは仕方がないけれど、先ほど課長が言われたように、公民館は結構、館長が臨機応変に今日空いていたら貸してと言ってやっていた面が、便利なシステムを作ることによって便利にはなって、管理もできるでしょうけど、公民館の利用に関しては、ふれあい以外は公民館を使っただけの地域の活動が、コロナ以降ますます減っていく中で、公民館活動やまちづくり協議会とかが、少なくなってしまうんじゃないかなと、ちょっと心配します。

○生涯学習課長

はい。百田委員の懸念されていることについてですけども、議会でもその話があります。ただし、結果だけ言いますと、調査をすると直前で貸すということはほとんどなかったです。館長とお話ししたら、そういうものがあまりなく、総合体育館が数件ありました。ただ、まちづくり協議会で事業をやりたいという時は、大抵もう1週間、2週間前から決まっているので。気持ち的に、貸してくれなくなるという不安感はあるかもしれませんが、実際調べてみたら、ふれあいセンターとかは実際なかったのです。そもそも、ふれあいセンターは7日前までとか記載が書いてあるものもあるので、今日貸して欲しいと来て、今日貸せませんという話はしたことがないと。だから、このシステムを入れるにあたって、地域の人たちに不安が出てくるかという話では、もう今までの流れの中で消えていっているんじゃないかということになっております。

ただ、川久保議員の中では、極力利用率を上げたい。今、百田委員が言われているように、たくさん利用してもらいたいという提案でしたので、そこは地域の方々に、たくさん使ってくださいという話はしますし、それが例えば、今日思いついたから今日公民館貸してという話だったら、地域にある公民館を使って、どうしても多い人数を集めるならば、日程を定めて事前に話をさせていただきたいということでお答えをしております。以上です。

○百田委員

引き続きよろしくお願いします。

○教育長

はい。他にご意見ご質問はありませんか。

なければ、次に 行財政改革の取組について、次長より説明をお願いします。

○教育次長

それでは、資料を事前にお配りしております。令和8年1月29日の第5回の行政改革推進委員会と、2月19日の第6回の分が2つで、合計で3つお配りしております。

まずはじめに、保育所・幼稚園・認定こども園の運営について、ご説明をさせていただきます。資料を開いていただいて1ページです。行政改革推進委員会の中で、民間活力の活用、

導入というところで、野市保育所の民間移管について、民間移管した場合の試算になります。この試算で行くと、財政負担の軽減額については、赤字で示しておりますが、2億551万5,000円の削減という試算が出ております。考えられるメリットやデメリットのところにも記載がありますが、これらを踏まえまして、8年度から取り組みを進めていくというスケジュール案を書いております。まず、8年度が民営化計画の策定、保護者、市民、職員への説明会から始めていきます。スケジュール案ですけれども、11年度に民間移管というところで、こういうスケジュール感で進めていくということで、委員会の方で承認をもらっております。

これと同時に、野市幼稚園の認定こども園化も進めていくということで、これについては、野市保育所を民間移管すると、野市小学校区で公立の保育所がなくなるということでもあります。野市幼稚園を認定こども園化して、公立で運営していくということです。現状・方向性がありますが、その下に児童の受け入れ人数と職員数ということで、現在は野市幼稚園が3歳、4歳、5歳の受け入れですが、認定こども園になると、0歳から5歳までを受け入れるということになります。これについても、メリット・デメリットがありますので、それを踏まえて今後、下のスケジュール案のとおりに進めていくということで、令和8年度からは、まず周知のところで、定員数の方も3歳、4歳、5歳とありますので、その保護者への説明をしていくことになっております。簡単にですけれども、1月29日の第5回の推進委員会については、認定こども園化と民間移管を進めていくということで承認をいただいております。

続いて2月19日の第6回ですけれども、放課後児童クラブの運営についてです。資料の1ページからは、開設状況と今の経費のこと等を載せております。配置基準の見直しについて、それからと保護者負担金の見直しについても資料に載せております。最後のページに民営化までのスケジュール案を載せてあります。今現在、直営でやっているクラブと民間でやっているところが2つ。夜須の方がもう直営になりましたけれども、8年度の取り組みとして、配置基準の検討と決定、それから保護者負担金の検討と決定、民間委託に向けた方針の策定を進めていく予定となっております。令和10年度から民間委託をスタートさせていくというふうなスケジュールとなっております。

続いて、給食センターの方です。給食センターの方も現状の説明の資料がありまして、人件費のこともあります。10ページにはメリットと課題・懸念点を記載しておりまして、11ページの方で民間委託した場合の経費の比較を載せてあります。調理業務については、削減額が出ていますが、配送業務については、今シルバー人材センターの方へ委託をしておりますので、それがシルバーではなく民間になると、人件費の方が高くなるということで試算が出ております。今後のスケジュールについては、12ページです。給食センターの方も調理業務と配送業務について、民間委託する方向でのスケジュールですが、令和8年度は委託業務の方針の策定、それから給食の運営委員会へ諮問すること。調理員への説明、保護者への周知を行い、10年度の2学期から民間委託でスタートするというようなスケジュール案を出しております。これについても、案のとおり承認をされたということになっておりますので、ご報告です。以上になります。

○教育長

はい。説明終わりましたが、この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○亀川委員

すみません。

○教育長

はい。

○亀川委員

委託先の民間企業がどれくらい手を挙げてくれそうとか、それともなかなか厳しいのかとか、そこら辺の情報収集はできていますでしょうか。

○教育次長

給食センターも県内では委託している市町村がかなりありますので、受けてくれそうなところはあります。四国内の自治体からはまだ委託を受けたことはないけれども、全国的にはかなりの自治体から委託を受けているところからも話があると聞いてはおります。猪原課長の方で何か情報はありますか。

○こども課長

児童クラブについては、県内は大多数が NPO 法人と保護者会が運営をしているところが多いです。地元の NPO 法人なので、別の町のところのクラブまで委託を受けるというのはなかなか厳しいです。今全国的に委託を受けている会社の方は、数社、説明は受けているところですよ。

あと、保育所、幼稚園、認定こども園の方ですけど、保育所については、株式会社もそうですし、社会福祉法人、学校法人が対象になります。特に野市保育所を移管するときに、推進委員会の方でも意見が出ましたが、野市保育所の建物が古いので、どこまで市がそこにお金を投入をしてやるのかというところがあります。

昨年度の途中までですけど、国の方が株式会社で運営をされているところについても、建物を改修するにあたって、交付金が出ました。それが今は出ないようになっています。社会福祉法人と学校法人については引き続き出ますが、株式会社がやる分についてはお金が出ないので、出ない株式会社にもし頼むとするのであれば、市がそれ相当のお金を投入しなければいけないということが、課題としては出てきます。

社会福祉法人にしても学校法人にしても、推進委員会の中で委員さんの方からも意見がありましたけど、200 人規模の保育所を受けることができるかどうか。職員がそれなりにいないと 200 人の受け入れができないので、市から民間へ行った時に、その 200 人を受け入れる先生がそのまま民間へ動くのかどうかというところが、どういうふうに考えてるんだというような話も出ました。正規職員であれば、民間へ移ると他の公立園へ移るのでいいのですけれど、会計年度任用職員さんが、その部分をどうするのかというところが出てくるので、なかなかどういうふうに進めていくのかというところが難しいと思っているところではあります。

○亀川委員

ある程度、複数手を挙げてくれたら競争原理も働くでしょうけど、そこがもう一社しかないとかということになると、なかなか進めにくいんじゃないかなという心配がありますね。

○教育長

はい。他にご意見ご質問ありますでしょうか。

○百田委員

行革は大いにやっていただきたいと思いますけど、例えば規模適正化委員会の方針とギャップが出てくるとか、行革で出たものを教育委員会としては、もうこれに沿ってやってくださいと言って、言ったらいいがですか。それはおかしいでしょうとは言えるのでしょうか。

○こども課長

私は言えると思っています。

○百田委員

なんかここ抜きでどんどん進められて、要は子ども目線、親目線の話がなく、ただ減らしましょうみたいな感じの。議事録をちょっとしか見てないものであれですけど。そんなふうになってきて、民営化する。じゃあ、規模適正化のあれにはどのように取り組んでこれから先いくのかと、教育委員会と三つ巴じゃないですけど、合致した点が見いだせるのかなとは心配はしています。

○教育長

そうですね。

○百田委員

どう考えていいのかなと、私自身も分かりません。すみません。

○教育次長

規模適正化の基本方針は、津波浸水想定区域外へということであるとか、統廃合ということも出ていたかと思います。

○百田委員

民間化という話は出なかった。

○教育次長

規模適正化では出ていないです。規模適正化と全く違う動きとか、規模適正化の基本方針に沿ってない、真逆とか、全然違うというところになると、そこは協議していかないといけないと思いますが、統廃合と今回の行革の主は人件費の削減のところから出てきているところなので、整合性を図りつつ、教育委員会として、教育施設、幼稚園と小中学校というところについては、意見を出していくということも、それは十分していただきたい。

○百田委員

あと、公共施設のマネジメントも絡んでくる。

○教育次長

はい。いろいろ絡んでいます。公共施設のマネジメントの方も統廃合とか、今回の公民館の廃止もありますけれども、壊すにもお金がかかるので、そこも進まない状況もあります。公共施設のマネジメントで言うと、今年度進めていこうとしているのが、使用料と補助金の見直しのところは進めて、そこも行政改革との絡みもありつつ、というところで進めて行くところです。

○生涯学習課長

すみません。たてりが違うんです。そもそも行革大綱というものが大きくあります。行革大綱の中に、公共施設の適正配置の部分があたり、今言った使用料の改正があたりとか、学校規模適正化があたりというものが、この大きな中の下にないといけないものなのですが、規模適正化が先に部分的に動いているんですよ。規模適正化、公共施設マネジメントが。行革大綱は本来ならば、休みの期間がなくてずっと継続した行革大綱がないといけないものが、平成 25 年から一回止まっていて、そこから香南市はないんですよ。

○教育次長

去年、第 3 期ができたからね。

○生涯学習課長

その間がなくて、行革大綱はずっと続いているはずなんです。その中に規模をどうするかとか、そういうものが下についているはずなんです。そこが明確化されないまま、進みすぎているんです。だから、行革大綱が大きくあったら、行革大綱の中に学校の規模適正化もあります、使用料の改正もあります、公共施設マネジメントもあります、というふうに組み立てていくと、そんなに違和感も出てこないと思います。だから、行革大綱の委員さんが偉かったり、ここは諮問機関でこの方向性を決めるならば、自分らはその下でという話もあります。ただし、下上はない、諮問機関は確かに公平性があるので、ここの意見として吸い上げていく。実際、あまり組織化されてないんですよ。

○こども課長

推進委員会自体も諮問機関ではないので、市から提案したことに対して、委員から意見をもらう。単に意見をもらうという立ち位置になっているので。

○生涯学習課長

本来、決定権も何もないんです。

○百田委員

自分が一番わからなくなってしまって申し訳ないです。組織図みたいに一番上が香南市の産業振興計画になるのかな。

○生涯学習課長

香南市振興計画。

○百田委員

で、その辺を線で引っ張って作ってもらったら。

○生涯学習課長

本当にどこで話し合いをしていいのか分からなくなってきました。

○亀川委員

言われているとおりだと思いますね。

○百田委員

あとは、また次回に。

○生涯学習課長

はい。

○教育次長

また、ご意見があれば、本当に教育委員さんの方から出していただいて、またそれを行革のヒヤリングの部会でも検討していこうと思います。

○教育長

間違いないのは、この三課が関わっていく教育委員会が行っていくことに対して、議決をして内容に対して決定をしてやっていくのは教育委員会ですので、教育委員会でも協議されるべき内容のことが、よその機関で話し合いされて、そこで決定というようなことで流れていくということはない。ただ、向こうでそれなりのものが動いていく時に、一定の説明は少なくともこちらでもあって、了解をいただいてという、そういう手間を取りながら、ということにはなっていきますので。メインは、少なくとも教育委員会に関してはですね、ここが役割的に言えば軸になっていることは変わりはない。

はい。他、ご意見ご質問ありませんか。

○教育長

では、次に教育長報告です。

いつもこの教育委員会のところの報告で自分が出張へ行っていたときの内容のこととか、それ以前の所属長会等でどういうふうに提案をしたのか、話をしたのかを入れていましたけども、今日この後が教育委員会の発会式になっていますので、今日このタイミングで皆さんに自分の方から報告することはありません。

ただ、改めてこのホッチキス留めでスケジュールがあったと思います。これが、昨年まではひと月分だけであったと思いますけど、今回から3月、4月、5月の3ヶ月分ですね。こういったかたちで、委員の皆さんに教育長の職務については、教育委員会のときに配って、見てもらうようにしていきます。

例えば、4月のところで、自分が個人的な用事で東京の方へ行く用事があって、4月24日のところに休暇とありますが、これが今まではなかったんですね。ですので、こういった形で報告をしていくと。日数についてはもう市の職員と同等の日数ということになります。改めて、ここの中にですね、外部から依頼があって、それが教育長であるからというよりも私個人にぶら下がるような内容で何か依頼があって、勤務時間中にどこかへ行くということがあれば、それがスケジュールの中に出てきたときにトピックとして、この日こんなことがあるということで、またお伝えをしていきたいと思います。

では、以上になります、よろしいでしょうか。

ではどうも、お疲れ様でした。

○次長

次回の日程についてです。前回、少しお話しさせていただきましたけれども、5月11日で調整をしまして、3時半から教育委員会を開催します。

それと、6月は予定通り3日の9時からで、また難しかったら言ってください。

7月ですけど、第1水曜日が1日です。この日に総合教育会議と一緒にやりたいと思っています。総合教育会議の議題として、1つは、教職員の業務改善計画。法律が変わった関係で、総合教育会議にかけないといけないということです。それと、もう1つは教育振興基本計画を2年間延長をするということ、総合教育会議で協議して、承認をもらうということ。

7月1日は午前・午後になる可能性がありますので、1日開けておいてもらえたらと思い

ます。

以上になります。

○**教育長**

教育委員会以上で終わります、この後の発会式のほう、どうぞよろしくお願いします。

お疲れ様でした。

閉会 午後 2 時 10 分